

# 【募集地域限定】パラソルショップ開催のお知らせ

平素は、パラソルショップ事業にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、4月開催のパラソルショップが、下記の通り決まりましたのでご案内申し上げます。

出店を希望される場合は、別添出店申込書に必要事項をご記入の上、**3月22日(金)まで**に、郵送にてご返送くださいますようお願いいたします。

なお、今回4月開催分につきましては、**募集対象エリアは、山口県の方のみとさせていただきます。**(また露天商と競合する出店品目がある場合、出品を取りやめていただく場合もありますので、あらかじめご了承ください。)

元気なショップ、ユニークでオリジナリティあふれるショップのご参加をお待ちしております。

## 【柳井天神春まつりパラソルショップ】

●日 時：平成31年4月21日(日) 10:00~16:00

●場 所：麗都路通り(柳井駅前通り)

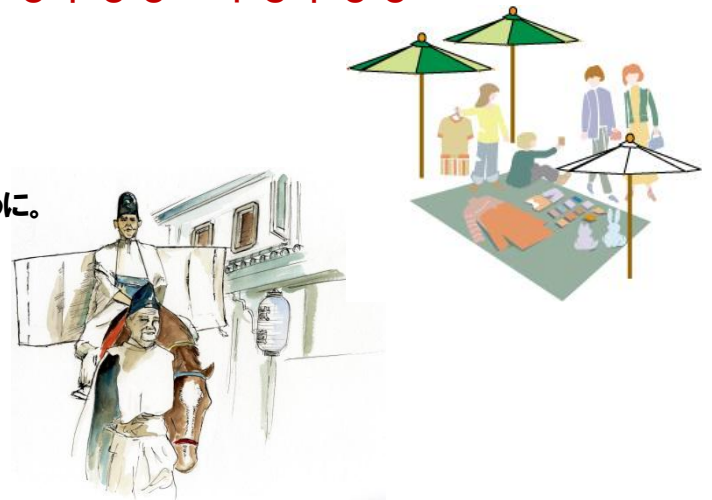
●募集業種：物販・飲食・サービス

※先着順で30区画程度となります。お申込みはお早めに。  
※露天商との競合品目を除きます。

●募集対象：山口県内の方のみを募集対象といたします。

●同時開催イベント(イベントコンセプト)：

- ★ 柳井天神春まつり(大名行列ほか)
- ★ パラソルショップイベント(ちびっこ音楽祭ほか)
- ★ ふるさと名物大集合!



●出店料：1区画あたり**2,000円**(1区画は、間口 約5m×奥行 約2.5mとなっています。)

●電気使用料：1kwあたり**500円の追加料金**(電源使用希望の場合は別途料金がかかります。)

(※会場周辺の電気設備に限りがありますので、1区画 **1kwまで**とさせていただきます。それ以上希望の方には、主催者が電気供給量を決定し通知させていただきます。)

●詳細：出店規約を遵守ください。出店許可、出店位置、出店者用駐車場、搬入搬出時間等詳細は後日ご連絡いたします。

●申込方法：別添出店規約をご確認のうえ「**出店申込書**」に必要事項をご記入・署名・捺印のうえ郵送にてお申込ください。

●締切日：**3月22日(金)必着**です。(※出店スペースの関係で募集区画数に制限がございます。先着順となります。)

●備考：飲食にて出店する場合は、保健所へ「**臨時食品営業届出書**」の提出を済ませ、届出済印のある届出書の写し提出していただきます。また、柳井地区広域消防組合が指定する火気器具等を使用して出店する場合は、消防署へ「**露店等の開設届出書**」の提出を済ませ、届出済印のある届出書の写しを提出していただきます。(※火気器具等使用について詳しくは消防署ホームページをご覧ください。 <http://www.yanai119.jp/roten.html> )

●お願い：出店者は、出店にあたり、いかなる時も周囲への安全に十分注意し、**万が一、来場者等に怪我等をおわせた場合は、一切の責任を取ることを約束いただきます。万が一の事故や食中毒等に備え「賠償保険等への加入」を推奨します。**

●パラソルショップ出店までの流れ：

申込締切3/22 ⇒ 出店許可・出店位置等通知4/5頃 ⇒ 出店料払込・保健所届出(写)提出・消防署届出(写)提出4/12 ⇒ ショップ当日4/21



【お申込・お問合せ】

〒742-8645 山口県柳井市中央二丁目15番1号(商工会館内)

「柳井市中心市街地小売商業街づくり推進委員会」担当：小川・木村

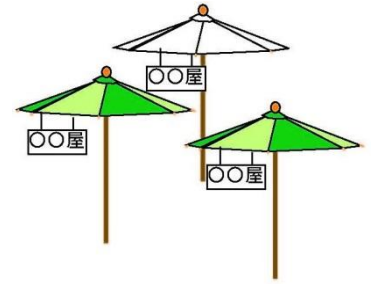
TEL0820-22-3731/FAX0820-22-8811

【関連ホームページ】<http://www.yanaicci.or.jp/parasol/>

# ■パラソルショップ出店規約（平成31年4月21日）■

## ■目的■

- パラソルショップの開設と各種イベントで中心街への集客力を高める。
- 中心街に名所的なショッピングゾーンを作る。
- 内外からの来街者に中心街を散策する楽しみなどを提供する。
- オリジナリティーに溢れた工夫とユニークで楽しさのあるショップづくりに努力する。



## ■営業種目■

- 募集の営業品目：商品の販売、飲食、サービス業。
- 飲食による募集品目は、保健所にて「臨時食品営業」を許される品目に限る。（なお、保健所において許される品目であっても、イベントによっては露天商等との競合等により出店調整を求める場合もある。）

## ■貸出備品(パラソル・簡易テント)■

- 主催者は、パラソル・簡易テントを用意し出店場所への搬入・搬出を行う。（商品の販売・サービス出店者には1区画あたりパラソルを1本貸し出す。飲食出店者には1区画あたり簡易テントを1張貸し出す。）
- 出店場所におけるパラソル・簡易テントの設置作業と畳む作業は、出店者で行わなければならない。
- 出店者は、パラソル・簡易テントの設置にかかる安全に十分注意し、管理の徹底をしなければならない。（風等によりパラソル・簡易テントが転倒しないように自己の責任において転倒防止対策を十分に講じなければならない。強風等の場合にはすみやかにパラソル・簡易テントを畳むなどし、自己の責任において転倒防止対策を講じなければならない。また主催者からパラソル・簡易テントを畳むよう指示があった場合には、出店者は速やかにこれに従わなければならない。）
- 出店者は、主催者からの備品等はきれいに使用するとともに、準備・片付けを隣接の出店者と協力して行わなければならない。備品等に損害を与えた場合、その損害額を賠償しなければならない。

## ■水道設備■

- 水道を使用する出店者は、事前に使用許可申請をしなければならない。

## ■電気設備■

- 電気機器を使用する出店者は、事前に使用許可申請をしなければならない。
- 1区画あたり1kwまで使用可能とする。（※それ以上使用を希望する場合には、主催者が使用可能量を決定し通知する。）

## ■店づくり・店舗名の表示■

- 出店者は、何らかの表現方法（POP・看板等）を用いて、ショップ名を表示しなければならない。
- 出店者は、商品等の陳列を工夫し、雰囲気の良い空間となるように努めなければならない。
- 出店者は、パラソル・簡易テント以外の備品（机・椅子・看板等）は各自用意しなければならない。

## ■出店場所・出店時間等■

- 出店場所・出店時間等は、主催者が決定し出店者に通知する。
- 出店者は、出店場所・営業時間などを含めた一切について、主催者の指示に従わなくてはならない。

## ■出店許可■

- 出店は主催者にて決定し、2週間前頃までに出店許可ならびに出店位置等を通知する。
- 許可を受けた後の営業種目の変更は、原則的に認めない。
- 飲食にて出店する場合は、保健所へ「臨時食品営業届出書」の提出を済ませ、届出済印のある届出書の写しを平成31年4月12日(金)17:00までに主催者に提出しなければならない。
- 柳井地区広域消防組合が指定する火気器具等を使用して出店する場合は、消防署へ「露店等の開設届出書」の提出を済ませ、届出済印のある届出書の写しを平成31年4月12日(金)17:00までに主催者に提出しなければならない。

## ■出店料■

- 出店料は1区画あたり2,000円とする。（電気機器を使用する場合の電気使用料は1kw当り500円の追加料金とする。）
- 主催者より許可された出店者は、定められた出店料ならびに電気使用料を平成31年4月12日(金)17:00までに持参するか、主催者指定の銀行口座に振り込まなくてはならない。（振込指定銀行口座については後日出店者に知らせる。但し振込手数料は出店者の負担とする。）
- 出店料の返還は、主催者の判断で事前の開催中止指令が出された場合に限り出店者の指定銀行口座に返還する。（但しその場合の振込手数料は出店者の負担とする。）

# ■パラソルショップ出店規約（平成31年4月21日）■

## ■開催の中止■

- 出店許可を受けた出店者が、出店を取り止める場合は、平成31年4月12日(金)17:00 までに主催者に届出なければならない。（それ以降、出店者都合により出店を取り止めた場合、出店料は返金しない。）
- 雨天、強風時または何らかの理由により主催者が開催中止指令を出す場合は、その都度連絡する。開催中止となった場合、出店者に損害が発生しても、一切の賠償はしない。（出店者は、申込書に携帯電話等緊急時連絡先を必ず明記しなければならない。）

## ■安全対策・安全管理■

- 出店者は、出店にあたり、いかなる時も周囲への安全に十分注意しなければならない。万が一、来場者等に怪我等をおわせた場合は、一切の責任を取り、速やかに主催者に報告しなければならない。
- 出店者は、商品や備品等の搬入・搬出の際、車両及び歩行者等の通行の支障とならないようにしなければならない。
- 出店者は、出店にあたり陳列した商品、設置したパラソル・簡易テント・備品等が、風等により飛散・転倒し来場者や車両運転者等に危害を与えないよう、飛散防止対策・転倒防止対策を講じ、安全に十分注意し管理の徹底をしなければならない。
- 出店者は、交通事故防止に十分注意しなければならない。
- 出店者は、関連する法律および施行令その他関連法令を遵守しなければならない。

## ■火災事故防止■

- 出店者は、出店にあたり火気器具等を使用する場合には火災事故防止に十分注意しなければならない。消防署への申請等は個人の責任で行い、万が一、来場者等に怪我等をおわせた場合は、一切の責任を取り、速やかに主催者に報告しなければならない。

## ■食品衛生■

- 飲食による出店者は、出店にあたり食品衛生に十分注意しなければならない。保健所への申請等は個人の責任で行い、食中毒やその他事故の一切の責任を取らなければならない。

## ■苦情処理■

- 出店者は、通行客や他の出店者に対して不快を与えるような行為を行わないようにしなければならない。
- 出店者は、価格表示を明確にし、お客様とのトラブルを起こさないようにしなければならない。
- 出店者は、自己の商品の販売、飲食物の提供、サービスの提供、持込備品等による事故、その他の事項について、お客様等から苦情・損害賠償要求を受けた場合は、自己の責任において直ちに処理するとともに、速やかに主催者に連絡しなければならない。

## ■環境美化・清掃■

- 出店者は、ゴミの発生などをできるだけ少なくするように努力し、出店場所付近については責任を持って整理・清掃を行わなければならない。
- 出店者は、出店により出たゴミは、自己の責任において持ち帰り処分しなければならない。
- 飲食による出店者等で油等を使用する場合は、出店場所が汚れないようシート・コンパネ等を敷いて営業しなければならない。（廃油・残飯・残汁など出店により出た廃棄物は、自己の責任において持ち帰り処分しなければならない。）

## ■その他■

- 出店者は、主催事務局にすべて事実間違いのないことを届け出なければならない。届け出た内容に変更が生じた時は、速やかに主催者側に連絡しなければならない。
- 出店者は、周辺設備・施設等について損害を与えた場合、自己の責任において速やかに原状回復するとともに、主催者に連絡しなければならない。
- その他、出店者の過失によるものについては、出店者の自己の責任において速やかに処理しなければならない。
- 主催者は、各会場により「安全対策上の出店条件」等を別途設ける場合がある。

**【※これらの事項に反した出店者には、即刻退店していただくとともに、今後の当団体の事業への参加をお断りさせていただきます。出店者に損害が発生しても、一切の賠償はいたしませんのでご了承ください。】**



## 【 重要なお知らせ 】

# イベント等で火気器具等を使用する場合は、 消火器の準備と消防署への届出が必要になりました！

～柳井地区広域消防組合火災予防条例の一部改正について～

平成25年8月に京都府福知山市で発生した花火大会の火災を踏まえ、柳井地区広域消防組合火災予防条例の一部が改正され、不特定の者が集まる催しで火気器具等を使用する場合は、**消火器の準備**と**露店等の開設届出**が必要になりました。(平成26年8月1日施行)



### ■ 改正の内容 ■

#### ① 消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の※多数の者の集合する催しで、※対象火気器具等を使用する場合には、屋内・屋外にかかわらず**消火器の準備**が必要になりました。(エアゾール式の簡易消火器具及び住宅用消火器は、該当しません。)

#### ※多数の者の集合する催しとは・・・

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりを持つものです。(近親者のみのバーベキュー、幼稚園の保護者が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなどは対象外となります。)

#### ※対象火気器具等とは・・・

発電機、ガスコンロ、たこ焼き器、フライヤー、ストーブなどが該当します。



など

#### ② 露店等の開設届出書

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は出店数にかかわらず、**露店等の開設届出書**をあらかじめ消防署へ提出する必要があります。(露店等の開設届には、露店等の開設場所及び消火器の配置に係る略図を添付するようになります。)



露店等の開設者は「露店等の開設届出書」を →

消防署に届け出てください

#### 【本件に関する問い合わせ先】

●柳井地区広域消防組合 消防本部予防課 (柳井市南町五丁目4番1号 TEL0820-23-7774)

●柳井消防署 (柳井市南町五丁目4番1号 TEL0820-23-7775)

<「露店等の開設届出書」の届出様式はホームページからダウンロードできます！>

<http://www.yanai119.jp/roten.html>

#### 【パラソルショップ事務局からのお願い】

対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防署へ「露店等の開設届出書」の届け出を各出店者の責任で行い、届出済印のある届出書の写しを主催者事務局にご提出ください。

## 柳井市中心市街地小売商業街づくり推進委員会 殿

**パラソルショップ出店申込書**

私儀、添付の「**パラソルショップ出店規約(平成31年4月21日)**」を遵守することはもとより、安全を最優先して営業をすることを約束いたします。

氏名 (署名・捺印)				印
店舗名 (法人・グループ名)	※個人の場合には代表者の署名・捺印、法人の場合には記名・捺印(法人印)をお願いします。			
住所・所在地	〒 —			
連絡先	TEL(固定電話):		FAX:	
	E-Mail:			
緊急連絡先	雨天時等連絡先(携帯電話等):			
返還口座 (※申込者本人の口座のない方は申込みできません。)			銀行・信金	支店・出張所
	預金種目	普通・当座	口座番号	
	口座名義(カタカナでご記入ください)			

柳井天神春まつりパラソルショップ(平成31年4月21日)に、下記の通り申し込みます。

出店内容 (※飲食の場合は、柳井保健所へ「臨時食品営業届出書」の提出が必要です。)	出店業種	物販・飲食・サービス (○印をつけてください)
	<具体的な取扱い品目・販売価格・従事者数をご記入ください。>	
	<従事者氏名をご記入ください。> ( )、( )、( )、( )、( )	
出店ブース数	( ) 区画 (1区画あたり：間口約5m×奥行約2.5m)	
使用設備等	パラソル・簡易テント	主催者が貸出するパラソル・簡易テントをご利用いただきます。 (※物販・サービスの場合は1区画につきパラソルを1本。また飲食の場合には1区画につき簡易テントを1張ご用意いたします。)
	水道設備	必要・不必要
	電気設備	必要(総ワット数: kw)・不必要 (※1kwを超える場合、希望にそえない場合があります。)
	火気器具の使用について	使用・不使用 (※使用の場合は、柳井消防署へ「露店等の開設届出書」の提出が必要です。)
自店のPR (特長・ユニークさ・楽しさ・面白さ・斬新性等)		

※ ご記入いただいた情報は、本事業に関する連絡、本事業のための実態調査・分析に利用いたします。

※ 募集締切は3月22日(金)です。署名・捺印のうえ郵送・持参にてお申込みください。(FAXは不可。)